

細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書

細菌性髄膜炎の日本での患者数は、毎年約1,000人にのぼると推定され、その約6割強がインフルエンザ菌b型(Hib=ヒブ)によるもの、約3割が肺炎球菌によるもので、この二つの起因菌によるものが全体の約9割を占めている。

細菌性髄膜炎は早期診断が大変難しい疾病であり、治療には起因菌に有効な抗生物質を多く投与することが必要だが、近年、ヒブの薬剤に対する耐性化が急速に進んでおり、適切な治療が難しくなってきていると指摘されている。

ヒブと肺炎球菌による細菌性髄膜炎は、ワクチン接種で予防することができ、ワクチンを定期予防接種化した国々では発症率が大幅に減少している。

日本においては、平成20年12月にヒブワクチンが販売開始となったが、定期予防接種化されておらず、また、乳幼児に使用できる肺炎球菌ワクチン(7価ワクチン)は、承認待ちの状況で一日も早い導入が求められているところである。

早期発見が難しく、迅速な治療を施しても予後が悪く、さらに菌の薬剤耐性の高まりによる治療の困難化が指摘されている細菌性髄膜炎は、早期に定期予防接種化することが重要であり、下記について強く要望する。

記

- 1、速やかにヒブ重症感染症(髄膜炎、喉頭蓋炎、および敗血症)を予防接種法による定期接種対象疾患(一類疾病)に位置づけること
- 2、肺炎球菌ワクチン(7価ワクチン)を薬事法に基づき早期承認のための措置を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月25日

千葉県成田市議会